

委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致に係る

議会運営委員会の申合せ事項

(令和 4 年 3 月 23 日 議会運営委員会決定)

1 趣旨

この申合せは、委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致について、必要な事項を定めるものとする。

2 オンラインによる参考人招致を行うことができる場合

オンラインによる参考人招致を行うことができる場合は、委員長が、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参考人が出頭することが困難であると認めるときとする。

3 会議の公開

委員会における事実上の参考人招致は、原則として公開とする。

4 記録

聴取の概要、出席委員の氏名、事実上の参考人の氏名等、必要な事項を記載した記録を作成する。また、同日に委員会を開催する場合は、当該委員会の会議録に、事実上の参考人招致に関する記録を含めて作成する。

5 招致に係る通知

委員会が、オンラインによる参考人招致を求めるには、議長を経るものとし、議長は、事実上の参考人に日時、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知するものとする。

6 インターネットの実況中継・録画配信

原則として、ホームページで配信する。

* 参考

・委員の費用弁償(旅費)

委員会と同時に開催される場合は、委員会についての費用弁償として支給される。

・参考人への謝金

専門的知識及び経験を有する者に対し謝金を支払うものとする。